

反社会的勢力に対する基本方針

株式会社鬼福の反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり公表いたします。

1. 株式会社鬼福は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)とは一切の関係を遮断します。
2. 不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行いません。また、必要に応じ法的対応を行います。
3. 反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行います。
4. 当該顧客が反社会的勢力に属すると判明した場合、株式会社鬼福は催告をすることなく契約を解除することができるものとします。
5. 株式会社鬼福が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、当該顧客はその調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
6. 株式会社鬼福が、第4項の規定により個別契約を解除した場合には、株式会社鬼福はこれによる当該顧客の損害を賠償する責を負わないものとします。
7. 第4項の規定により株式会社鬼福が個別契約を解除した場合には、株式会社鬼福は当該顧客に対し必要な弁護士費用を請求できるものとします。